

小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場関係）実証試験要領（第2版）に対する修正（案）

第3版案（第2版）	第2版	改善案	課題・修正の意図
P1 上 (同上)	本実証試験要領はその中でも特に、後付け可能な、プレハブ型の、低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で、商業的に利用可能な技術を対象とする。	本実証試験要領はその中でも特に、後付け可能な <u>プレハブ型等の、低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で、商業的に利用可能な技術</u> を対象とする。	H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正（本技術分野は、設置場所・予算・人員の制限が大きい既存小規模事業場へ導入可能な装置を対象としているが、現行では、「プレハブ型」であることが必須条件との誤解を与えるおそれがあるため、表現を変更する。）
P2 中 (同上)	運転に必要なエネルギー、物資及びコスト	運転に必要なエネルギー、物資及び <u>廃棄物量並びにコスト</u>	H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正（コストは、地域差等があり評価が困難な場合がある。）
P2 中 (同上)	(2) 実証試験の概要 実証試験は、主に以下の各段階を経て実施される。	(2) 実証試験の概要 実証試験は、主に以下の各段階を経て <u>実証機関により実施される。なお、実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を外部機関に委託することができる。</u>	H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正（文言の整理）
P2 下 (同上)	実証試験の実施 この段階では、実証試験計画に基づき実際の実証試験を行う。この実証試験は、計画段階で定められた実証対象機器の目的への適合を評価するものである。実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を外部機関に実施させることができる。	実証試験の実施 この段階では、実証試験計画に基づき実際の実証試験を行う。この実証試験は、計画段階で定められた実証対象機器の目的への適合を評価するものである。	文言の整理（P2 中に集約）
P3 上 (同上)	データ評価と報告 最終段階では、全てのデータ分析とデータ検証を行うとともに、実証試験結果報告書を作成する。データ評価及び報告は実証機関が実施する。プロセスを効率化するために、実証機関は実証試験結果報告書原案を作成する外部機関に委託してもよい。 実証試験結果報告書は、実証機関を経て環境省に提出され、環境技術実証モデル事業検討会有機性排水処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討され、環境省が承認した後、実証機関に返却される。承認された実証試験結果報告書は、実証機関により環境技術開発者に報告・提出された後、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。	データ評価と報告 最終段階では、全てのデータ分析とデータ検証を行うとともに、 <u>実証試験結果報告書を作成する。データ評価及び報告は実証機関が実施する。</u> 実証試験結果報告書は、 <u>実証運営機関を経て環境省に提出され、環境技術実証モデル事業検討会有機性排水処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討され、この結果等を踏まえ、環境省が承認する。承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。</u>	文言の整理（P2 中に集約）、 事業体制の変更による修正。
P4 上 (同上)	1. 環境省 ● 環境技術実証モデル事業全般を総合的に運営管理する。 ● 実証体制を総合的に検討する。 ● 実証試験の対象技術分野を選定する。	1. 環境省 ● 環境技術実証モデル事業全般を総合的に運営管理する。 ● 実証体制を総合的に検討する。 ● <u>環境技術実証モデル事業検討会を設置し、運営管理する。</u> ● 実証試験の対象技術分野を選定する。	事業体制の変更による修正。

第3版案(第2版)	第2版	改善案	課題・修正の意図
	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境技術実証モデル事業検討会及びワーキンググループを設置し、運営管理する。 ● 実証試験要領を策定する。 ● 実証機関を選定する。 ● 実証機関に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。 ● 実証対象技術を承認する。 ● 実証試験結果報告書を承認する。 ● 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実証運営機関を選定する。 ● 実証運営機関に実証試験運営業務委託等を行い、その費用を負担する。 ● <u>必要に応じ、実証機関に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。</u> ● <u>実証試験要領を承認する。</u> ● <u>実証機関を承認する。</u> ● 実証試験結果報告書を承認する。 ● 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。 ● <u>実証済み技術に対し、ロゴマークを配布する。</u> 	
P4 中 (P4 上)	<p>2. 環境技術実証モデル事業検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。 ● 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。 	<p>2. 環境技術実証モデル事業検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。 ● <u>実証運営機関の選定にあたり、助言を行う。</u> ● 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。 	事業体制の変更による修正。
P4 下	(追加)	<p>3. <u>実証運営機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>実証試験要領を作成し、環境省の承認を得る。</u> ● <u>実証機関を選定し、環境省の承認を得る。</u> ● <u>実証対象技術を承認する。</u> ● <u>実証試験にかかる手数料の項目の設定と実証申請者からの手数料の徴収を行う。</u> ● <u>実証機関への実証試験業務委託等を行う。</u> ● <u>実証試験結果報告書を確認し、環境省の承認を得る。</u> ● <u>有機性排水処理技術ワーキンググループを設置し、運営管理する。</u> 	事業体制の変更による修正(追加)。
P4 下 (P4 中)	3. 有機性排水処理技術ワーキンググループ	4. 有機性排水処理技術ワーキンググループ	事業体制の変更による修正。
P5 上 (P4 下)	<p>4. 実証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省からの委託等により、実証試験を運営管理する。 ● 付録0に示される、品質管理システムを構築する。 ● 実証対象技術を公募し、選定する。 ● 技術実証委員会を設置、運営する。 ● 実証試験実施場所を承認する。 ● 環境技術開発者と実証試験実施場所の所有者との協力により、実証試験計画を策定する。 	<p>5. 実証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省又は<u>実証運営機関</u>からの委託等により、実証試験を運営管理する。 ● 付録0に示される、品質管理システムを構築する。 ● 実証対象技術を公募し、<u>審査する。</u> ● 技術実証委員会を設置、運営する。 ● 実証試験実施場所を承認する。 ● 環境技術開発者と実証試験実施場所の所有者との協力により、<u>実証試験計画を策定する。</u> 	事業体制の変更による修正。

第3版案(第2版)	第2版	改善案	課題・修正の意図
	<ul style="list-style-type: none"> ● 実証試験計画に基づき、実証試験を実施し、運営する。 ● 実証試験に係る全ての人の健康と安全のために実証試験実施場所の安全を確保する。 ● 必要に応じて、全ての実証試験の参加者の連絡手段の確保及び運搬上・技術的補助を含め、スケジュール作成と調整業務を行う。 ● 実証試験を外部に委託する場合は、委託先において実証試験要領で求められる品質管理システムが機能していることを確実にする。 ● 実証試験の手順について監査を行う。 ● 環境省からの委託等に基づき、資料採取・監視・測定・分析を行う。 ● 実証試験によって得られたデータ・情報を管理する。 ● 実証試験のデータを分析し、実証試験結果報告書を作成する。 ● 承認された実証試験結果報告書の内容を環境技術データベースに登録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>実証試験に係る手数料額を算定する。</u> ● 実証試験計画に基づき、実証試験を実施し、運営する。 ● 実証試験に係る全ての人の健康と安全のために実証試験実施場所の安全を確保する。 ● 必要に応じて、全ての実証試験の参加者の連絡手段の確保及び運搬上・技術的補助を含め、スケジュール作成と調整業務を行う。 ● 実証試験を外部に委託する場合は、委託先において実証試験要領で求められる品質管理システムが機能していることを確実にする。 ● 実証試験の手順について監査を行う。 ● 実証試験によって得られたデータ・情報を管理する。 ● 実証試験のデータを分析し、実証試験結果報告書を作成する。 	
P5 下 (P5 上)	<p>5 . 技術実証委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術の選定にあたり、助言を行う。 	<p>6 . 技術実証委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証対象技術の審査にあたり、助言を行う。 	事業体制の変更による修正。
P5 下 (P5 中)	<p>6 . 環境技術開発者</p> <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用を負担する。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も負担する。 	<p>7 . 環境技術開発者</p> <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>実証試験、実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用を負担する。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も負担する。なお、試験を途中で中止した場合には、それまでに要した費用を負担する。</u> 	事業体制の変更による修正。 実証試験の途中で中止した場合、それまでの費用の負担の必要性を明記する。
P6 中 (P5 下 ~ P6 上)	<p>7 . 実証試験実施場所の所有者</p> <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証機関、環境技術開発者、及び実証試験実施場所の所有者の間での合意に基づき、運搬上及び技術的な補助を用意する。 	<p>8 . 実証試験実施場所の所有者</p> <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実証機関、環境技術開発者、及び実証試験実施場所の所有者の間での合意に基づき、<u>運転及び維持管理上の技術的な補助</u>を用意する。 	事業体制の変更による修正。 H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(文言の整理)。

第3版案(第2版)	第2版	改善案	課題・修正の意図
P7上 (P7上)	<p>1. 申請 実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請すべき内容は以下の通りとし、付録1に定める「実証申請書」に必要事項を記入するとともに指定された書類を添付して、実証機関に対して申請を行うものとする。</p>	<p>1. 申請 実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請すべき内容は以下の通りとし、付録1に定める「実証申請書」に必要事項を記入するとともに指定された書類を添付して、実証機関に対して申請を行うものとする。なお、<u>実証申請者は、実証機関と協議の上、申請後に辞退することができる。なお、実証試験の途中でその後の試験を辞退する場合、実証申請者はそれまでに発生した実証試験実施に係る実費を負担する。</u></p>	<p>申請者は、申請後において、辞退することができることを明記する。</p>
P7中 (P7中)	<p>h. 実証対象機器の技術仕様書* i. 運転及び維持管理マニュアル*</p>	<p>h. 実証対象機器の技術仕様書(設計根拠が確認できること)* i. 運転及び維持管理マニュアル(管理内容が確認できること)*</p>	<p>H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(技術選定に重要な資料であることから、要点を記載する。)</p>
P7中 (P7中)	<p>(追加)</p>	<p><u>j. 希望する実証試験実施場所及びその所有者からの実証試験許可文書*</u></p>	<p>H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(P35と整合させる。)</p>
P7下~ P8 (P7下)	<p>2. 対象技術選定 実証機関は、申請された内容に基づいて、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定し、環境省の承認を得る。</p> <p>a. 形式的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請技術が、1 ページ「1.対象技術」に示した対象技術分野に該当するか ● 申請内容に不備はないか ● 商業化段階にある技術か <p>b. 実証可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか ● 適切な実証試験計画が策定可能であるか <p>c. 環境保全効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか ● 副次的な環境問題等が生じないか ● 高い環境保全効果が見込めるか ● 先進的な技術か <p>選定の段階で、実証申請者は実証機関との間で、試験期間・時期等を含めた具体的な実証の方法について、協議を行うことができる。</p>	<p>2. 対象技術審査 実証機関は、申請された内容に基づいて、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を審査し、<u>実証運営機関の承認</u>を得る。</p> <p>a. 形式的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請技術が、1 ページ「1.対象技術」に示した対象技術分野に該当するか ● 申請内容に不備はないか ● 商業化段階にある技術か <p>b. 実証可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか ● 適切な実証試験計画が策定可能であるか ● <u>実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか</u> <p>c. 環境保全効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか ● 副次的な環境問題等が生じないか ● 高い環境保全効果が見込めるか <p>審査の段階で、実証申請者は実証機関との間で、試験期間・時期等を含めた具体的な実証の方法について、協議を行うことができる。</p>	<p>事業体制の変更による修正。</p>
P9上 (P8上)	<p>(1. 実証試験実施場所の選定) 本事業では、以下のいずれも実証試験実施場所になりうる。</p>	<p>(1. 実証試験実施場所の選定) 本事業では、以下のいずれも実証試験実施場所になりうる。 既に稼働している実証対象機器が設置されている場所</p>	<p>H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(既設排水処理施設からの分岐による設置についての可否は明示されていないが、新しい技術の場</p>

第3版案(第2版)	第2版	改善案	課題・修正の意図
	既に稼働している実証対象機器が設置されている場所 実証試験のために新たに実証対象機器が設置される場所	実証試験のために新たに実証対象機器が設置される場所 (既設排水処理施設からの原水分岐による実証対象機器の設置を可とする。)	合、既設で稼働している場合は少なく、実証試験実施場所を新たに確保するのは、相当困難であることから、法規制対象工場の既設排水処理施設からの分岐による設置を可とする。これにより、実証対象機器の設置が容易になるものと思われる。))
P9 下 (P8 下)	・処理水の放流先と余剰汚泥の廃棄方法	・処理水の放流先と廃棄物の処理方法(回収・減量化・再資源化等の情報)	H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(汚泥以外の廃棄物の処理が重要となる技術も想定される。)
P10 上 (P9 上)	また環境技術開発者は、可能な範囲で、以下の情報についても実証機関に提示することが望ましい。 ● 実証試験対象汚水の系統図(原材料の供給量、製品の生産量を含む) ● 系統毎の水量・水質(水温)、汚水の排出時間帯 ● 屋内排水管系統毎の、ディスポーザーやトラップ(グリーストラップ等)等排水処理施設の有無、種類及び管理条件 ● 消毒剤・洗剤の使用を伴う衛生安全対策の実施状況など、生物学的処理に影響を及ぼす工程の特定	● 消毒剤・洗剤の使用を伴う衛生安全対策の実施状況など、排水処理に影響を及ぼす工程の特定 また環境技術開発者は、可能な範囲で、以下の情報についても実証機関に提示することが望ましい。 ● 実証試験対象汚水の系統図(原材料の供給量、製品の生産量を含む) ● 系統毎の水量・水質(水温)、汚水の排出時間帯 ● 屋内排水管系統毎の、ディスポーザーやトラップ(グリーストラップ等)等排水処理施設の有無、種類及び管理条件	H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(実証試験場所での前処理の必要性などを判断するためには必須の情報となる。また、物理化学的処理に影響を与える薬剤もあることから、技術全般を対象とする。)
P15 上 (P14 上)	水質実証項目は、主に実証対象機器の排水処理能力を実証するために用いる他、運転の安定性を実証するためにも用いる。	水質実証項目は、主に実証対象機器の排水処理能力を実証するために用いる他、運転の安定性を実証するとともに副次的環境影響(参考項目)を確認するためにも用いる。例えば、油分(n-He x)の処理を目的とした微生物製剤による処理では、油分の処理とともにSS、BOD等の水質変動(水質の悪化等)が考えられる。この場合、水質実証項目の主としてはn-He xであり、参考項目としてはSS、BOD等となる。	H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(技術によっては、処理目的以外の水質実証項目を悪化させる場合もありうる。このため事業場への対象技術の適合性に関する客観的情報として副次的環境影響調査の位置付けを明確にする必要がある。)
P15 上 (P14 上)	実証機関は、環境技術開発者の意見、実証対象機器の技術仕様、実証試験実施場所の流入水特性を考慮し、実証対象技術の特性を適切に実証できるように、水質実証項目を決定する。決定された水質実証項目は、実証試験計画に記載する。主要な水質実証項目を表4に示す。	実証機関は、環境技術開発者の意見、実証対象機器の技術仕様、実証試験実施場所の流入水特性を考慮し、実証対象技術の特性を適切に実証できるように、水質実証項目を決定する。決定された水質実証項目は、実証試験計画に記載する。主要な水質実証項目を表4に示す。なお、実証機関は、技術の目的によって、一部の項目を省略することができる。また、透視度等表4に例示されない項目も追加することができる。	技術によっては、表4に示す項目以外を処理の目標とする場合もある。
P15 中 (P14 中)	表4 水質実証項目の例 大腸菌群	表5 運転及び維持管理実証項目 大腸菌群数	文言の整理。
P16 上 (P15 上)	表5 運転及び維持管理実証項目 環境影響 騒音 可能であれば騒音計を用いて測定	表5 運転及び維持管理実証項目 環境影響 騒音 騒音の程度を記録する(必要に応じて、騒音計を用いて測定)	騒音については、所見程度とし、原則として測定を実施しなくて良いこととする。
P16 上 (P15 上)	表5 運転及び維持管理実証項目 環境影響 におい 3点比較式臭袋法・同フラスコ法等による臭気濃度測定	表5 運転及び維持管理実証項目 環境影響 におい においの程度を記録する(必要に応じて、3点比較式臭袋法・同フラスコ法等による臭気濃度測定)	においについては、所見程度とし、原則として測定を実施しなくて良いこととする。

第3版案(第2版)	第2版	改善案	課題・修正の意図				
P16 下 (P16 上)	<p>生物学的処理の実証対象技術については、試験期間は、生物活性が十分に馴養した後、連続 6 ヶ月間が望ましいが、冬季の環境条件を最低 2 ヶ月間組み込むこと等を前提条件とした上で、その期間を最低連続 3 ヶ月間まで短縮できるものとする。動作不良や操業停止期間が全体の 10% を超えてはならない。</p>	<p>生物学的処理の実証対象技術については、試験期間は、生物活性が十分に馴養した後、連続 6 ヶ月間が望ましいが、<u>水温が極端に低くなる場所(寒冷地の屋外等)</u>では冬季の環境条件を最低 2 ヶ月間組み込むこと等を前提条件とした上で、その期間を最低連続 3 ヶ月間まで短縮できるものとする。動作不良や操業停止期間が全体の 10% を超えてはならない。</p>	<p>屋内では、冬季でも水温の低下が大きくないことに配慮する。</p>				
P17 上 (P16 中)	<p>表 6 試験期間に関する留意点 生物学的処理及びハイブリッド処理 生物活性が十分に馴養した後、連続 6 ヶ月間が望ましい(冬季の環境条件を最低 2 ヶ月間組み込むこと等を前提条件とした上で、最低連続 3 ヶ月間まで短縮可能)。</p>	<p>表 6 試験期間に関する留意点 生物学的処理及びハイブリッド処理 生物活性が十分に馴養した後、連続 6 ヶ月間が望ましい(<u>寒冷地の屋外等</u>では冬季の環境条件を最低 2 ヶ月間組み込むこと等を前提条件とした上で、最低連続 3 ヶ月間まで短縮可能)。</p>	<p>屋内では、冬季でも水温の低下が大きくないことに配慮する。</p>				
P17 上 (P16 中)	<p>表 6 試験期間に関する留意点 (表の下に追加)</p>	<p>表 6 試験期間に関する留意点 (表下に追加) (<u>ここで1ヶ月は4週間を基本とする</u>)</p>	<p>H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(定期試験等を計画する際、週単位で計画している。このため、1ヶ月=30日とすると混乱が生じる。また、カレンダーのとおりとすると試験時期により期間に差が出る。)</p>				
P18 中 (P17 中)	<p>1. 実証対象機器の立ち上げ </p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関は、環境技術開発者が特定した期間に渡り、立ち上げを実施する。この所定期間を経た段階で、実証機関は、運転及び維持管理マニュアルに示されている通り、実証試験が実施できる状態にまで実証対象機器が安定しているかどうかを確かめる。安定していないと判断されたら、実証機関は最大で所定期間の 2 倍まで、立ち上げ作業を継続する。それでも安定しなければ、実証試験計画を見直し必要な修正・調整を施す。 ・監視項目の記録を開始する。 ・流入水と処理水の試料採取と分析を実施する。立ち上げ所定期間が 1 ヶ月以上ならば、JIS に示された方法に従い、月 1 回、流入水の 24 時間コンポジット試料採取を実施する。立ち上げにかかる所定期間が 1 ヶ月未満ならば試料採取は不要である。 ・環境技術開発者は、必要とされる前処理/後処理を含む実証対象機器が効果的かつ安定的に機能するよう、設備、維持管理、運転条件の変更等を指定する。 	<p>1. 実証対象機器の立ち上げ </p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証機関は、環境技術開発者が特定した期間に<u>わたり</u>、立ち上げを実施する。この所定期間を経た段階で、実証機関は、運転及び維持管理マニュアルに示されている通り、実証試験が実施できる状態にまで実証対象機器が安定しているかどうかを確かめる。安定していないと判断されたら、実証機関は最大で所定期間の 2 倍まで、立ち上げ作業を継続する。それでも安定しなければ、実証試験計画を見直し必要な修正・調整を施す。 ・監視項目の記録を開始する。 ・立ち上げ所定期間が 1 ヶ月以上ならば、<u>流入水と処理水の試料採取と分析を実施する。試料採取は、JIS に示された方法に従い、月 1 回、3 回/1 日以上採水し、コンポジットで測定する。</u> ・環境技術開発者は、必要とされる前処理/後処理を含む実証対象機器が効果的かつ安定的に機能するよう、設備、維持管理、運転条件の変更等を実証機関に対し明らかにする。 	<p>文言の整理。 H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(24 時間採水は、環境技術開発者の負担が大きくなることから、流入水・放流水の状況を把握するために必要な最低限を定める。)</p>				
P18 下 (P17 下)	<p>表 7 立ち上げにおける流量測定と試料採取の留意点</p> <table border="1" data-bbox="353 1586 1081 1655"> <tr> <td data-bbox="353 1586 488 1655">流量測定</td> <td data-bbox="488 1586 1081 1655">・監視項目の記録開始</td> </tr> </table>	流量測定	・監視項目の記録開始	<p>表 7 立ち上げにおける監視項目の記録と試料採取の留意点</p> <table border="1" data-bbox="1105 1586 1942 1655"> <tr> <td data-bbox="1105 1586 1292 1655">監視項目</td> <td data-bbox="1292 1586 1942 1655">・流量測定結果等の記録開始</td> </tr> </table>	監視項目	・流量測定結果等の記録開始	<p>H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(技術によっては、廃棄物、薬剤、電力使用量など流量以外の監視が必要な場合が想定される。)</p>
流量測定	・監視項目の記録開始						
監視項目	・流量測定結果等の記録開始						

第3版案(第2版)		第2版	改善案		課題・修正の意図
	流入水 / 処理水質	・立ち上げの所定期間が1ヶ月を超える場合は、JISに従って月1回、流入水の24時間コンポジット試料採取を実施する。	流入水 / 処理水質	・立ち上げの所定期間が1ヶ月を超える場合は、JISに従って月1回、 <u>コンポジット試料採取を実施する。</u>	24時間採水は、環境技術開発者の負担が大きくなることから、流入水・放流水の状況を把握するために必要な最低限を定める。))
P20上 (P20上)		実証機関は、試料採取の採取位置、期間、頻度等を、JIS K 0094「工業用水・工場排水の試料採取方法」に従って決定する。		実証機関は、試料採取の採取位置、期間、頻度等を、JIS K 0094「工業用水・工場排水の試料採取方法」 <u>及び技術実証委員会の助言を参考に決定する。</u>	H16年度実証機関からの意見を踏まえた修正(実証試験実施場所の操業状態により、採水頻度・試料取扱い(コンポジット分析するか否か)は異なる。)
P20中 (P20中)		(表8 水質に関する最低採取頻度) 「日間水質試験、生物学的処理等の採取回数」 2回(2日) 「日間水質試験、採取頻度」 1日の操業時間中、1時間毎採取する。		(表8 水質に関する最低採取頻度) 「日間水質試験、生物学的処理等の採取回数」 <u>1回(1日)</u> 「日間水質試験、採取頻度」 1日の操業時間中、 <u>1~3時間毎(物理化学的処理で流入が不安定な場合には1時間毎)に採取する。</u>	これまでの2回の結果では、試験期間の前半よりも後半に実施した方が良好なことが多く、後半に1回実施でよいこととする。また、生物学的処理等では処理水が安定であり、必ずしも1時間毎の採水の必要がないことに配慮する。物理化学処理では流入水が安定していれば、必ずしも1時間毎の採水の必要がないことに配慮する。
P20中 (P20中)		(表8 水質に関する最低採取頻度) 「週間水質試験、生物学的処理等の採取回数」 2回(2週) 「週間水質試験、採取頻度」 1日3回の試料採取を連続6日間実施する。		(表8 水質に関する最低採取頻度) 「週間水質試験、生物学的処理等の採取回数」 <u>1回(1週)</u> 「週間水質試験、採取頻度」 1日3回の試料採取を連続6日間実施する(<u>週の操業が5日以下の場合には、その日数とする。</u>)	これまでの2回の結果では、試験期間の前半よりも後半に実施した方が良好なことが多く、後半に1回実施でよいこととする。また、工場の操業が週休2日等で連続6日間採取することが困難な場合には、6日以下でも可とする。
P22上 (P22上)		下記の水質実証項目以外についても、分析手法は基本的に関連JISや関連規制に従うものとする。		下記の水質実証項目以外についても、分析手法は基本的に関連JISや関連規制に従うものとする。 <u>なお、副次的環境影響の確認だけが目的の項目については、簡易手法を用いてもよい。その場合、簡易測定の手法は実証試験計画に明記され、実証機関で精度を確認し、精度管理結果は実証試験結果報告書に記載されなければならない)</u>	H16年度実証機関からの意見を踏まえた修正(環境技術開発者の負担を軽減する。)
P24中 (P23中)		実証試験結果と検討(測定・分析結果を表やグラフを用いて示す) ・監視項目 ・水質実証項目 ・運転及び維持管理項目 ・異常値についての報告		実証試験結果と検討(測定・分析結果を表やグラフを用いて示す) ・監視項目 ・水質実証項目 ・運転及び維持管理項目 ・異常値についての報告 ・ <u>結果のまとめ(総括)</u>	H16年度実証機関からの意見を踏まえた修正(実証試験については、各実証項目の試験結果を客観的に記載することが重要であるが、それらをまとめた総合的な結果をコンパクトに記載し、目標達成の成否がわかりやすくすることが望ましいと考える。)
P24下 (P23下)		実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。環境省に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得ることとする。		実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、 <u>実証試験結果報告書を取りまとめる。実証運営機関に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得ることとする。</u>	事業体制の変更による修正。

第3版案(第2版)		第2版	改善案	課題・修正の意図																				
P27 上 (P27 上)	運転及び維持管理実証項目の分析・表示方法 所見のまとめ 実証対象機器の運転性と信頼性のまとめ(定常運転、異常事態の両方について示す) 運転及び維持管理マニュアルの使い易さのまとめ 実証対象機器の信頼性と、実証試験中に確認された運転及び維持管理実証項目の変動に関するまとめ 要求される運転及び維持管理技能のまとめ		運転及び維持管理実証項目の分析・表示方法 所見のまとめ 実証対象機器の信頼性のまとめ(運転及び維持管理実証項目及び監視項目の変動に関して、定常運転、異常事態の両方について示す) 運転及び維持管理マニュアルの使い易さのまとめ 要求される運転及び維持管理技能のまとめ(運転性を含む)	H16 年度実証機関からの意見を踏まえた修正(文言の整理(類似の内容になるのでまとめる。))																				
P28 の次へ	(追加)		4. 手数料 (1) 手数料の設定と徴収 ・・・・(省略:詳細は改訂案参照) (2) 手数料項目 ・・・・(省略:詳細は改訂案参照)	事業体制の変更により「4. 手数料」の項を追加する。 (詳細は改訂案参照)																				
付録0 P31 上 (P29 上)	序文 環境技術実証モデル事業における実証機関は、JIS Q 17025:2000(ISO/IEC17025:1999)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準拠した品質管理システムを構築することが望ましい。		序文 環境技術実証モデル事業における実証機関は、 <u>JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)「品質マネジメントシステム要求事項」</u> 、 <u>JIS Q 17025:2000(ISO/IEC17025:1999)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」</u> に準拠した品質管理システムを構築することが望ましい。	文言の整理(追加)																				
付録1 P37 下 (P35 下)	(追加)		運転及び維持管理マニュアル	文言の整理(P7と整合させる。)																				
付録3 P40 上 (P38 上)	(付録3:実証試験結果報告書 概要フォーム) 実証対象技術/環境技術開発者 実証機関 実証試験期間		(付録3:実証試験結果報告書 概要フォーム) 実証対象技術/環境技術開発者 実証機関(試験実施) 実証試験期間 本技術の目的	実際の報告書での概要フォームに合わせ、「技術の目的」等を追加する。																				
付録3 P40 下 (P38 下)	実証対象機器の仕様及び処理能力 <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">設計条件</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>日排水量(m³/日)</td> </tr> <tr> <td>流入時間(時)</td> </tr> <tr> <td>時間流入量(m³/時)</td> </tr> <tr> <td>流入水質</td> </tr> <tr> <td>処理水質</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> </tr> </table>		設計条件	対象	日排水量(m ³ /日)	流入時間(時)	時間流入量(m ³ /時)	流入水質	処理水質	処理方式	実証対象機器の仕様及び処理能力 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">設計条件</td> <td>対象物質</td> </tr> <tr> <td>日排水量(m³/日)</td> </tr> <tr> <td>流入水質</td> </tr> <tr> <td>処理水質</td> </tr> </table>	設計条件	対象物質	日排水量(m ³ /日)	流入水質	処理水質	実際の報告書での概要フォームに合わせ、「流入時間」、「時間流入量」等を削除する。							
設計条件	対象																							
	日排水量(m ³ /日)																							
	流入時間(時)																							
	時間流入量(m ³ /時)																							
	流入水質																							
	処理水質																							
処理方式																								
設計条件	対象物質																							
	日排水量(m ³ /日)																							
	流入水質																							
	処理水質																							
付録3 P42 上 (P40 上)	環境影響項目 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>実証結果</th> </tr> <tr> <td>汚泥発生量</td> <td>kg/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物発生量</td> <td>kg/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		項目	単位	実証結果	汚泥発生量	kg/日		廃棄物発生量	kg/日		騒音			環境影響項目 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>実証結果</th> </tr> <tr> <td>汚泥発生量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物発生量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td></td> </tr> </table>	項目	実証結果	汚泥発生量		廃棄物発生量		騒音		実際の報告書での概要フォームに合わせ、「単位」を削除する。
項目	単位	実証結果																						
汚泥発生量	kg/日																							
廃棄物発生量	kg/日																							
騒音																								
項目	実証結果																							
汚泥発生量																								
廃棄物発生量																								
騒音																								

第3版案(第2版)		第2版		改善案		課題・修正の意図	
		におい		におい			
付録3 P42上 (P40上)	使用資源項目		使用資源項目		使用資源項目		実際の報告書での概要フォームに合わせ、「単位」を削除する。
	項目	単位	項目	単位	項目	実証結果	
	電力使用量	kwh / 日	電力使用量		電力使用量		
		排水処理薬品等使用量		排水処理薬品等使用量		排水処理薬品等使用量	
付録3 P42中 (P40中)	運転及び維持管理性能項目		運転及び維持管理性能項目		運転及び維持管理性能項目		実際の報告書での概要フォームに合わせ、維持管理に関する項目を追加する。
	管理項目	一回あたりの管理時間	管理項目	一回あたりの管理時間 及び管理頻度	管理項目	維持管理に必要な 人員数・技能	
付録3 P42下 (P40下)	定性的所見		定性的所見		定性的所見		実際の報告書での概要フォームに合わせ、維持管理に関する項目を削除する。
	項目	所見	項目	所見	項目	所見	
	水質所見		水質所見		水質所見		
		立ち上げに要する期間		立ち上げに要する期間		立ち上げに要する期間	
		運転停止に要する期間		運転停止に要する期間		運転停止に要する期間	
		維持管理に必要な人員数		維持管理に必要な人員数		維持管理に必要な人員数	
		維持管理に必要な技能		維持管理に必要な技能		維持管理に必要な技能	
		実証対象機器の信頼性		実証対象機器の信頼性		実証対象機器の信頼性	
		トラブルからの復帰方法		トラブルからの復帰方法		トラブルからの復帰方法	
		運転及び維持管理マニュアルの評価		運転及び維持管理マニュアルの評価		運転及び維持管理マニュアルの評価	
		その他		その他		その他	
付録3 P43上 (P41上)	製品データ		製品データ		製品データ		実際の報告書での概要フォームに合わせる。
	項目	環境技術開発者 記入欄	項目	環境技術開発者 記入欄	項目	環境技術開発者 記入欄	
	名称		名称 / 型式		名称 / 型式		
		型式		製造(販売)企業名		製造(販売)企業名	
		製造(販売)企業名					
資料編	3. 事業実施体制 本モデル事業は、環境省、環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」(地方公共団体等)等が連携して行う。		3. 事業実施体制 本モデル事業は、環境省、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う実証運営機関、技術実証を行う「実証機関」等が連携して行う。		3. 事業実施体制 本モデル事業は、環境省、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う実証運営機関、技術実証を行う「実証機関」等が連携して行う。		事業体制の変更による修正(追加)。

第3版案(第2版)	第2版	改善案	課題・修正の意図
資料編	<p>4. 事業の手順</p> <p>本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。</p> <p>(1)環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。</p> <p>(2)環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。</p> <p>(3)環境省は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。</p> <p>(4)環境省は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。</p> <p>(5)実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。</p> <p>(6)実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会にて検討を行った上で、選定する。</p> <p>(7)実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。</p> <p>(8)実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。</p>	<p>4. 事業の手順</p> <p>本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。</p> <p>(1)環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。</p> <p>(2)環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。</p> <p>(3)環境省は、<u>実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う「実証運営機関」を選定する。</u></p> <p>(4)<u>実証運営機関は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。</u></p> <p>(5)<u>実証運営機関は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。</u></p> <p>(6)実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。</p> <p>(7)実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会にて検討を行い、<u>審査する。</u></p> <p>(8)実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。</p> <p>(9)実証機関は、<u>実証試験結果を報告書として取りまとめ、実証運営機関を経て、環境省へ報告する。</u>また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。</p> <p>(10)環境省は、<u>実証済み技術に対してロゴマークを配布する。</u></p>	事業体制の変更による修正（追加）。
資料編	(更新)	<p>・「環境技術実証モデル事業」実施体制 (省略：詳細は改訂案参照)</p>	事業体制の変更による修正。 (詳細は改訂案参照)
資料編	(更新)	<p>・環境技術実証モデル事業の流れ (省略：詳細は改訂案参照)</p>	事業体制の変更による修正。 (詳細は改訂案参照)
資料編	<p>・平成16年度環境技術実証モデル事業検討会 有機性排水処理技術ワーキンググループ設置要綱 1. 開催の目的</p>	<p>・平成17年度環境技術実証モデル事業検討会 有機性排水処理技術ワーキンググループ設置要綱 1. 開催の目的 (省略：詳細は改訂案参照)</p>	平成16年度から17年度の内容に修正。 (詳細は改訂案参照)
資料編	<p>・有機性排水処理技術ワーキンググループにおける検討経緯 (平成15年度) (平成16年度) 第1回会合</p>	<p>・有機性排水処理技術ワーキンググループにおける検討経緯 (平成15年度) (平成16年度) 第1回会合 第2回会合 (省略：詳細は改訂案参照)</p>	追加（有機性排水処理技術ワーキンググループにおける16年度2回目以降の検討経緯を追加）。 (詳細は改訂案参照)

第3版案(第2版)	第2版	改善案	課題・修正の意図
		<p>第3回会合 ・・・・(省略:詳細は改訂案参照) <u>(平成17年度)</u> ・・・・(省略:詳細は改訂案参照)</p>	
裏表紙	<p>小規模事業場向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場関係)実証試験要領変更履歴 初版 平成15年8月7日公表 第2版 平成16年4月28日公表 <初版からの主な改訂内容> ・・・・</p>	<p>小規模事業場向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場関係)実証試験要領変更履歴 初版 平成15年8月7日公表 第2版 平成16年4月28日公表 <初版からの主な改訂内容> ・・・・ <u>第3版 平成1*年 *月**日 公表</u> <u><第2版からの主な改訂内容></u> ・・・・(省略:詳細は改訂案参照)</p>	<p>追加(第3版の公表日及び第2版からの主な改訂内容を追加) (詳細は改訂案参照)</p>